

証券コード2163
平成22年4月8日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西大物町5番2号
(本社 大阪市北区中之島三丁目2番
18号住友中之島ビル2階)
株 式 会 社 ア ル ト ナ ー
代表取締役社長 関 口 相 三

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、
ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年4月23日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田三丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第48期(平成21年2月1日から平成22年1月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.artner.co.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成21年2月1日から  
平成22年1月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、年度前半において、景気の減速基調で推移いたしました。海外経済の減速や為替円高を背景に輸出が大幅に伸び悩む中、在庫調整圧力の高まりにより国内生産が急速に減少した結果、国内企業の収益環境は大幅に悪化し、設備投資の抑制や雇用情勢の急速な悪化、個人消費の減速など未曾有の厳しい状況にありました。年度後半に入ってから景気は一旦持ち直しの動きを見せ、海外経済の回復などを背景に輸出はアジア向けを中心に回復基調に向かった結果、国内生産は一部持ち直し、設備投資は下げ止まりつつありましたが、経済の自律性には乏しい状況でありました。

このような厳しい環境の中、当社の属する技術者派遣業界も国内経済に連動して、年度前半には顧客企業の業績悪化を受け、契約期間満了による復帰者増加に伴う稼働率の急激な低下、値引き要請による技術者単価の下落や残業規制、さらに休業日の設定による労働工数の減少等の厳しい状況下で推移いたしました。4月以降、後半にかけては、一部で人材ニーズは回復基調にあり、稼働率も改善してまいりましたが、経験の浅い若年層技術者のニーズの回復にまで至らず、技術者単価も下落したまま回復しなかったため、年間を通じて、当社の技術者派遣事業は、売上高が大きく減少いたしました。

一方、請負事業に関しては、労働者派遣法の改正を控え、顧客企業のニーズが派遣業態から請負業態へシフトしたこともあり、売上高は増加いたしました。

利益面に関しては、利益を確保すべく賞与支給の凍結や取締役報酬の減額をはじめとする経費削減を実行し、かつ、雇用調整助成金の受給により、利益の減少に歯止めをかけようとしたしましたが、急激な業績悪化に伴って繰延税金資産を取り崩したため、最終赤字となりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高3,301,079千円（前期比37.6%減）、営業損失717,568千円（前期は営業利益348,294千円）、経常損失521,617千円（前期は経常利益350,430千円）、当期純損失525,222千円（前期は当期純利益198,774千円）となりました。

(売上高の内訳)

業種別及び職種別の売上高は、下記図表のとおりであります。

(業種別)

| 業種別(産業分類) | 売上高(千円)   | 構成比(%) |
|-----------|-----------|--------|
| 電気機器      | 1,812,166 | 54.9   |
| 輸送用機器     | 466,591   | 14.1   |
| 精密機器      | 417,250   | 12.6   |
| 機械        | 261,088   | 7.9    |
| 情報・通信     | 141,396   | 4.3    |
| サービス      | 84,154    | 2.6    |
| 鉄鋼・非鉄・金属  | 52,524    | 1.6    |
| 食品        | 45,302    | 1.4    |
| 商業        | 10,353    | 0.3    |
| 繊維・パルプ・紙  | 6,654     | 0.2    |
| その他製造     | 3,597     | 0.1    |
| 合計        | 3,301,079 | 100.0  |

(職種別)

| 職種別       | 売上高(千円)   | 構成比(%) |
|-----------|-----------|--------|
| 機械設計開発    | 1,137,171 | 34.5   |
| 電気・電子設計開発 | 1,503,281 | 45.5   |
| ソフトウェア開発  | 506,321   | 15.3   |
| 請負事業      | 153,592   | 4.7    |
| その他の事業    | 710       | 0.0    |
| 合計        | 3,301,079 | 100.0  |

記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨て、構成比については小数第二位を四捨五入にて表記しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、17,829千円でありま  
す。その主なものは、横浜事業所及び東京テクニカルセンターの移転に伴  
う建物及び工具器具備品の取得であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、金融機関より長期借入金として5億円の調達を  
実施いたしました。

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関1行と  
総額4億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承  
継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状  
況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第 45 期<br>(平成19年1月期) | 第 46 期<br>(平成20年1月期) | 第 47 期<br>(平成21年1月期) | 第 48 期<br>(当事業年度)<br>(平成22年1月期) |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                            | 4,253,117            | 4,899,017            | 5,293,000            | 3,301,079                       |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)              | 150,200              | 241,361              | 198,774              | △525,222                        |
| 1株当たり当期純利益金額又は<br>1株当たり当期純損失金額(△) (円) | 883.68               | 298.30               | 225.39               | △595.56                         |
| 総 資 産 (千円)                            | 1,703,515            | 1,774,443            | 1,742,425            | 1,265,253                       |
| 純 資 産 (千円)                            | 520,485              | 917,325              | 1,036,914            | 441,137                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                         | 2,662.33             | 1,040.13             | 1,175.77             | 500.21                          |

- (注) 1. 平成19年6月22日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。
2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当事業年度において、当社は、顧客企業の業績悪化を受け、契約期間満了による復帰者増加に伴う稼働率の急激な低下、値引き要請による技術者単価の下落、残業規制、休業日の設定による労働工数の減少等の厳しい状況にありました。このような状況ではありますが、当社は技術品質の向上に取り組み、サービスの付加価値を高めることにより、収益の安定確保を図ってまいります。そのために、具体的には以下の対策を図ってまいります。

##### ① 経済環境の変化に対応する営業力強化

当社の主要顧客である電気機器、輸送用機器をはじめとする製造業各社においては、景気後退の影響により今後も引き続き厳しい経営環境の継続が予想されます。それに伴って設計開発部門の低コスト化が予想され、この影響によって、当事業年度においては契約期間満了による稼働率の低下、さらに値引き要請による派遣技術者の単価下落が顕在化いたしました。

稼働率については、技術者派遣における派遣領域をこれまでの設計開発業務中心から、設計開発に係わる補助的業務や関連業務にまで派遣領域を拡大することにより、稼働率の維持・確保に取り組んでまいります。

単価下落については、地域別、業種別、顧客別、業務別などセグメント別の収益分析を実施し、適切な技術者の配置を行い、単価維持・確保に取り組んでまいります。

また、特定の業界・特定の企業動向に左右されない安定した収益確保に対応した顧客基盤の構築も課題と認識しております。そのため、的確に顧客ニーズへの対応をすべく、主要都市に営業拠点・研修施設を構え、顧客企業とのリレーション強化を図っております。また、特定の顧客企業や業種への依存によるリスクを回避すべく、新規開拓営業力の強化を図り、更なる顧客基盤の拡充に努めてまいります。

##### ② 経営合理化策の推進

当社は、今般の著しい業績悪化に直面し、取締役報酬の追加減額、管理職給与の減額、従業員給与の減額、間接人員の削減、事業拠点の再編などの経営合理化策を推進しております。また、各経費を見直し、ローコストオペレーションを実行することにより、利益体質への改善に努めてまいります。

### ③ 技術キャリアアップのための人材育成推進

顧客満足度を向上させることを主眼に、長年積み重ねた経験と顧客ニーズにより構築した技術者のレベルアップシステムに基づき、東京・名古屋・大阪の各テクニカルセンター（教育研修拠点）において人材育成を推進しております。さらに、翌事業年度においては、新卒技術者の研修施設として大阪にラーニングセンターを設置し、新卒技術者の教育研修を集中管理することにより更なる人材育成の推進を図ります。

また、技術者のキャリアアップを目的に、業務に直結した実務レベルの技術研修分科会を設計職種ごと階層ごとに各地区において開催しておりますが、翌事業年度は、製品別内容を各職種合同で開催することにより、他分野・他職種の知識向上も図ってまいります。また、全社員向けの研修会として能力開発セミナーを技術力パワーアップ講座と人間力パワーアップ講座を組み合わせ開催し、管理職者には管理能力アップを目的とした人間づくり研修も開催しております。さらに、技術情報の収集と蓄積を目的とした技術交流会（産学連携）等も実施しております。これらの研修を通じて技術力と人間力を兼ね備えた技術者の品質維持・向上に努めてまいります。今後もさらに「エンジニアサポートカンパニー」として、人材育成の推進を強化してまいります。

### ④ 業務請負契約による事業拡大の基盤構築

当社は、中核事業であります技術者派遣事業の拡大を推進するとともに、育成事業として平成20年5月より請負部門を立ち上げ、当事業年度の売上高は前期比227.0%増と、順調に事業を拡大しております。請負事業においては、技術者派遣事業との関係を強化することで、さまざまな顧客ニーズに対応することがより一層可能となります。さらに、当社の設計ノウハウの流出を防止し、技術力の蓄積にも大きく貢献することから、請負事業を事業拡大の重点戦略と位置付け、基盤構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成22年1月31日現在)

当社は、機械設計、電気・電子設計、ソフトウェア開発等の人材派遣・請負業務及び人材紹介事業を業務とし、関東地区、関西地区、中部地区に主要拠点を置き、事業展開を行っております。当社の技術者派遣事業は、顧客企業から設計開発の業務要請に応じ、「派遣契約」と「請負契約」を締結して行っております。派遣契約は、「労働者派遣法」に基づき、顧客企業との契約期間（3・6・12ヶ月）により個別に対応しております。また、顧客企業から依頼のある正社員雇用の要望に対しては、「職業安定法」に基づき有料職業紹介事業にて対応しております。

(6) 主要な事業所 (平成22年1月31日現在)

| 名 称       | 所 在 地         |
|-----------|---------------|
| 大 阪 本 社   | 大 阪 市 北 区     |
| 東 京 本 社   | 東 京 都 港 区     |
| 東 部 事 業 所 | 東 京 都 港 区     |
| 横 浜 事 業 所 | 横 浜 市 港 北 区   |
| 中 部 事 業 所 | 名 古 屋 市 中 村 区 |
| 西 部 事 業 所 | 大 阪 市 北 区     |



(7) 使用人の状況 (平成22年1月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 712名 | 100名減     | 28.4歳 | 4.5年   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、登録社員数は含まれておりません。  
2. 使用人数が前事業年度末に比べ100名減少しましたのは、経営合理化による間接人員の削減及び自己都合退職等によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成22年1月31日現在)

| 借入先           | 借入額       |
|---------------|-----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 355,013千円 |
| 株式会社三井住友銀行    | 175,010千円 |
| 株式会社りそな銀行     | 81,740千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成22年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 882,000株
- (3) 株主数 437名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                       | 所 有 株 式 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|-----------|---------|
| 関 口 相 三                     | 436,000株  | 49.43%  |
| ア ル ト ナ ー 従 業 員 持 株 会       | 159,604   | 18.09   |
| 大 阪 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社 | 40,000    | 4.53    |
| 張 替 朋 則                     | 32,000    | 3.62    |
| 奥 坂 一 也                     | 24,800    | 2.81    |
| ア ル ト ナ ー 役 員 持 株 会         | 13,200    | 1.49    |
| 江 上 洋 二                     | 6,996     | 0.79    |
| 秋 元 博 幸                     | 5,300     | 0.60    |
| 横 木 博 和                     | 5,000     | 0.56    |
| 大 山 卓                       | 4,900     | 0.55    |

（注）持株比率は自己株式（100株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況（平成22年1月31日現在）

#### （1）当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名 称                                                 | 第2回新株予約権                |
|-----------------------------------------------------|-------------------------|
| 保有人数<br>当社取締役（社外役員を除く）<br>当社社外取締役（社外役員に限る）<br>当社監査役 | 2名<br>一名<br>一名          |
| 発行決議の日                                              | 平成17年6月17日              |
| 新株予約権の数                                             | 915個                    |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                                    | 普通株式                    |
| 新株予約権の目的となる株式の数                                     | 3,660株（注）2.             |
| 行使価額                                                | 650円                    |
| 新株予約権の行使の条件                                         | （注）1.                   |
| 有利な条件の内容                                            | 無償                      |
| 行使期間                                                | 平成19年7月1日から平成24年6月30日まで |

（注）1. 新株予約権の行使の条件

- （1）本新株予約権の割当を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、会社または関係会社の取締役、監査役、顧問もしくは従業員の地位を有しているものとする。ただし、会社の取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
- （2）本新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- （3）本新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- （4）その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、会社と対象取締役との間で締結する「株式会社アルトナー 新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

2. 平成19年6月22日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。

#### （2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成22年1月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                         |
|----------|---------|--------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 関 口 相 三 |                                      |
| 常務取締役    | 奥 坂 一 也 | 能力開発本部長                              |
| 取締役      | 張 替 朋 則 | 管理本部長                                |
| 取締役      | 江 上 洋 二 | 人材開発本部長                              |
| 常勤監査役    | 市 川 邦 彦 |                                      |
| 監査役      | 横 田 成 昭 |                                      |
| 監査役      | 金 井 博 基 | 金井税理士総合事務所所長<br>株式会社継栄クリニック<br>代表取締役 |

- (注) 1. 監査役市川邦彦、横田成昭及び金井博基の3氏は、社外監査役であります。  
2. 監査役金井博基氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員     | 支給額                    |
|--------------------|----------|------------------------|
| 取 締 役              | 4        | 62,317千円               |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(3) | 17,472千円<br>(17,472千円) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7<br>(3) | 79,789千円<br>(17,472千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成7年5月31日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。  
2. 監査役の報酬限度額は、平成7年5月31日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役金井博基氏は金井税理士総合事務所所長及び株式会社継栄クリニック代表取締役を兼務しております。なお、当社と当該法人等との間には特別の取引関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

|           | 活 動 状 況                                                                                                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 市川 邦彦 | 当事業年度に開催された取締役会32回、監査役会12回全てに出席いたしました。<br>取締役会において、常勤監査役の立場から情報収集と監査環境の整備充実に努めるとともに、意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 横田 成昭 | 当事業年度に開催された取締役会32回、監査役会12回全てに出席いたしました。<br>取締役会において、大学の教授職経験者として、幅広い実績と識見に基づき取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。       |
| 監査役 金井 博基 | 当事業年度に開催された取締役会32回、監査役会12回全てに出席いたしました。<br>取締役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                 |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 21,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役を議長とするコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、法令及び定款遵守の周知徹底と実行を図る体制を構築しております。
- ② 取締役、監査役及び従業員その他当社の業務に従事する者を対象とした内部通報制度を整備しております。その制度では守秘義務を負う通報委員会を通報先とし、通報者に対する不利益な取扱を禁止し、法令等違反行為を未然に防止または速やかに認識するための実効性を確保しております。
- ③ 当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しており、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証し、その改善を促すことにより、使用人の職務執行の適法性を確保しております。

### (2) 財務報告の適正性を確保する体制

- ① 取締役及び従業員は「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保しております。
- ② 取締役、監査役及び従業員は、財務報告の適正性を確保するための体制の円滑な運営を実行しております。
- ③ 内部監査室は、財務報告の適正性を確保する体制の運用を監査しております。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務に係る情報・文書は、「文書管理規程」をはじめとする諸規程及びそれに関する各情報管理体制マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施しております。
- ② これらの情報については、内部監査室による内部監査等により、保存及び管理が適切になされていることを確認しております。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「当社におけるリスク管理のあり方」を策定し、各種リスクを統括して管理するための体制を明確にしております。
- ② 当社は、同方針に基づき、経営上のリスクを分類・定義し、リスクの種類毎に担当部門がリスク状況の把握・分析等を行い、コンプライアンス・リスク管理会議によって各種のリスクを統括管理する体制を整備しており、リスク種類毎の管理及び対策はコンプライアンス・リスク管理会議にて明確にし、管理しております。
- ③ 代表取締役社長直属の内部監査室が内部監査計画に基づき監査を担当しており、内部監査室は必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改定を行っております。

#### (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月2回開催しております。第1回開催を業績取締役会とし、第2回を定時取締役会とし、必要に応じて臨時に取締役会を開催しております。なお、取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」において明確にしております。
- ② 取締役による効率的な業務運営を確保するため、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「業務分掌（職務権限）明細表」を定め、その他社内規程を整備しております。
- ③ 取締役、各本部長を主な構成員とする経営会議を設置して毎月2回開催しております。経営会議は、定時取締役会付議事項の討議、諮問、月次業績管理を実施し、業績取締役会への報告・提案の取り纏めを行っております。

#### (6) 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当する親会社及び子会社はありません。



- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を選任できることとしております。
  - ② 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要としております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役会の他、経営会議等重要な会議に監査役は出席しており、取締役から業務執行状況の報告を受けております。
  - ② 前記の重要な会議に付議されない重要な社内稟議、決裁書及び報告書等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けております。
  - ③ 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を監査役に報告しております。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役及び内部監査室長は監査役監査の環境整備等について、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、監査の実効性確保に努めております。
  - ② 監査役は監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等について要請をしております。
  - ③ 内部監査部門である内部監査室、法令遵守及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
  - ④ 監査役が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができることとしております。

#### (10) 反社会的勢力による被害防止のための基本方針

- ① 当社は、企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係を一切遮断します。
- ② 当社は、反社会的勢力による不当要求がなされた場合、法的手段を持って毅然とした態度で対応します。
- ③ 当社は、「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」を反社会的勢力対応マニュアル等に基づき、組織的に対応します。
- ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談または対応を要請します。
- ⑤ 当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- ⑥ 当社は、取締役、監査役及び従業員に対し、定期的に「反社会的勢力との関係を遮断するための体制」について注意喚起を行い、周知を図ります。

#### (11) 反社会的勢力排除に向けた整備状況反社会的勢力に対応するための社内体制

- ① 当社は、管理本部長の下、対応統括部署として総務グループが反社会的勢力からの不当要求防止に努めております。
- ② 当社は、弁護士及び警察OBとの顧問契約を結び、専門機関との連携を図っております。
- ③ 当社は、総務グループにおいて管理本部長と共同して、弁護士から適宜、指導、アドバイスを受け、不良情報をデータベース化し、必要に応じて取締役会にその内容を報告し、各部署で対応を検討するとともにコンプライアンス・リスク管理会議においても検討しております。
- ④ 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを全社員に配布し、周知を図っております。
- ⑤ 当社は、総務グループが社内研修等の場において定期的に注意喚起を行っております。

~~~~~  
本事業報告上の記載金額及び株式数等は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成22年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,002,641	流動負債	368,418
現金及び預金	513,187	短期借入金	100,000
受取手形	4,532	1年内返済予定長期借入金	119,892
売掛金	323,764	未払金	84,866
仕掛品	1,329	未払費用	19,888
貯蔵品	2,589	未払法人税等	4,238
前払費用	34,685	預り金	11,215
未収入金	56,003	事務所移転費用引当金	27,532
未収消費税等	62,600	その他	784
その他	5,947	固定負債	455,698
貸倒引当金	△2,000	長期借入金	391,871
固定資産	262,612	退職給付引当金	60,741
有形固定資産	99,845	その他	3,086
建物	28,216	負債合計	824,116
構築物	82	(純資産の部)	
工具器具備品	9,097	株主資本	441,195
土地	62,449	資本金	237,087
無形固定資産	19,457	資本剰余金	167,137
ソフトウェア	17,803	資本準備金	167,137
電話加入権	1,654	利益剰余金	37,170
投資その他の資産	143,309	利益準備金	10,460
投資有価証券	638	その他利益剰余金	26,710
出資金	1,250	別途積立金	40,000
長期前払費用	595	繰越利益剰余金	△13,289
保証金	134,682	自己株式	△200
その他	6,575	評価・換算差額等	△58
貸倒引当金	△432	その他有価証券評価差額金	△58
資産合計	1,265,253	純資産合計	441,137
		負債純資産合計	1,265,253

損 益 計 算 書

（平成21年2月1日から
平成22年1月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		3,301,079
売 上 原 価		2,213,591
売 上 総 利 益		1,087,487
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,805,056
営 業 損 失		717,568
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	264	
助 成 金 収 入	196,782	
そ の 他	9,258	206,305
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,638	
社 債 利 息	79	
そ の 他	3,636	10,354
経 常 損 失		521,617
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	143,517	143,517
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	26	
事 務 所 移 転 費 用 引 当 金 繰 入 額	27,532	
減 損 損 失	14,140	41,700
税 引 前 当 期 純 損 失		419,799
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,159	
法 人 税 等 調 整 額	101,263	105,422
当 期 純 損 失		525,222

株主資本等変動計算書

(平成21年2月1日から
平成22年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
				資本準備金	利益準備金	
平成21年1月31日残高	237,087	167,137	10,460	40,000	582,485	632,945
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△70,552	△70,552
当期純損失					△525,222	△525,222
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△595,774	△595,774
平成22年1月31日残高	237,087	167,137	10,460	40,000	△13,289	37,170

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成21年1月31日残高	△200	1,036,970	△55	1,036,914
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△70,552		△70,552
当期純損失		△525,222		△525,222
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)			△2	△2
事業年度中の変動額合計	—	△595,774	△2	△595,777
平成22年1月31日残高	△200	441,195	△58	441,137

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14～26年

工具器具備品 4～10年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

（会計方針の変更）

当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 事務所移転費用引当金

事務所の移転に伴う支出に備えるため、原状回復費用等の発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき必要と認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

67,833千円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	882,000株	一株	一株	882,000株

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	100株	一株	一株	100株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年4月24日 定時株主総会	普通株式	70,552	80	平成21年1月31日	平成21年4月27日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生在翌期となるもの
該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式

5,720株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	832千円
退職給付引当金	24,685千円
貸倒引当金	812千円
減損損失	14,078千円
事務所移転費用引当金	11,189千円
前払金	5,867千円
繰越欠損金	218,716千円
その他	1,559千円
繰延税金資産小計	277,741千円
評価性引当額	△277,741千円
繰延税金資産合計	—千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度においては、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
(リース取引開始日が平成21年1月31日以前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によるもの)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	29,924千円	23,461千円	6,463千円
ソフトウェア	5,098千円	2,039千円	3,058千円
合計	35,022千円	25,500千円	9,521千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	3,587千円
1年超	6,035千円
合計	9,623千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	7,155千円
減価償却費相当額	7,004千円
支払利息相当額	131千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	500円21銭
(2) 1株当たり当期純損失金額	595円56銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(退職給付会計に関する注記)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項

①退職給付債務	△334,336千円
②年金資産	297,462千円
③未積立退職給付債務 (①+②)	△36,873千円
④未認識数理計算上の差異	△23,867千円
⑤退職給付引当金 (③+④)	△60,741千円

(3) 退職給付費用に関する事項

①勤務費用	39,767千円
②利息費用	4,973千円
③期待運用収益	△8,975千円
④数理計算上の差異の費用処理額	△6,741千円
⑤退職給付費用 (①+②+③+④)	29,024千円

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②割引率	1.5%
③期待運用収益率	3.5%
④数理計算上の差異の処理年数	5年

(発生の翌事業年度から定額法により費用処理することとしております。)

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途・場所	種類	減損損失(千円)
遊休資産 (兵庫県篠山市他)	土地	4,390
西部事業所 (大阪市北区)	建物	795
東部事業所 (東京都港区)	建物	3,221
中部事業所 (名古屋市中村区)	建物、工具器具備品	811
横浜事業所 (横浜市港北区)	建物、工具器具備品	3,732
福岡事業所 (福岡市博多区)	建物	1,188

当社は、管理会計上で区分した事業所を単位としてグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については、個別資産を基本単位としてグルーピングを行っております。

将来の使用が見込まれていない遊休資産、移転または閉鎖の意思決定を行った事業所の処分予定資産について、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、遊休資産については固定資産税評価額等を基に評価し、処分予定資産については他への転用及び売却の可能性がないことから零として評価しております。

記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年 3月10日

株式会社 アルトナー

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 近 藤 康 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 畑 孝 英 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルトナーの平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

第48期 監査報告書

当監査役会は、平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会の定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、コンプライアンス・リスク管理会議のメンバー、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について通知もしくは報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所等において業務及び財産の状況を監視及び検証いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を維持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条の各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及び同附属明細書の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 業務の適正を確保するための体制（平成20年12月度の取締役会にて相当であるとして決議された内部統制システム）の整備状況並びにこれに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年3月15日

株式会社アルトナー 監査役会
常勤監査役（社外） 市川 邦彦 ㊞
非常勤監査役（社外） 横田 成昭 ㊞
非常勤監査役（社外） 金井 博基 ㊞

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目1番1号
ホテルグランヴィア大阪 20階 鳳凰の間
TEL 06-6344-1235



交通 JR大阪駅 中央改札口出て右手すぐ